

令和7月1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (25443)
地域名 (地域内農業集落名)	栗栖 ( 栗栖 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

水稻は個人農家(70代5人、60代3人)と(農)プチファームくるすで生産。蕎麦は(農)プチファームくるす、畑は各個人が管理している。  
水稻用の機械は個人がトラクターを2台のみで他は全て(農)プチファームくるすに委託している。  
高齢化、後継者未定のため、将来への対策が早急に必要としている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

作業の効率化、機械化を図る。  
土地持ち非農家、完全非農家の参加及び  
近隣集落、組織から農業を担う者を募り共同作業を進めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

栗栖における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

継続して集落での話し合いを行い、目標地図を見直しながら担い手を中心に集積・集約化を進める。  
所有者と調整し団地面積の拡大を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集積と集約を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を計画する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる作業は隨時、委託を進め、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②環境こだわり米の作付けに引き続き取り組む。
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業により地域農業の保全活動を行う。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。